

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、枚方市上下水道局上下水道部上水道保全課が発注する令和7年度（2025年度）水道管漏水等修繕工事（以下、「漏水等修繕工事」という。）の施工に適用する。

第2条 目的

給配水管等及び弁室（仕切弁・消火栓）等の補修又は修繕工事を簡易的に発注し、緊急止水、鉄蓋調整、水道管漏水等に迅速に対処することを目的とする。

第3条 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第4条 支払い条件

工事発注ごとの完成払い

第5条 一般事項

1. 工事は、契約書、設計図書及び仕様書等に基づき施工すること。
2. 施工にあたっては、当該工事に関する諸法令及び枚方市条例、規程等を遵守すること。
3. 本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項については、枚方市上下水道局土木施工管理基準、枚方市上下水道局施工管理基準（管工事編）、大阪広域水道企業団監修の請負工事及び委託に準ずるものとする。なお、簡易な工事等は、監督員と協議しその指示をうけること。
4. 工事について、監督員が指示した場合は、承認図及び説明書等を提出すること。
5. 受注者は、工事期間中の第3者に及ぼした損害や事故発生の場合には、速やかに監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

第6条 安全管理

1. 道路占用、道路使用許可を厳守すること。
2. 第3者の安全対策上必要な施設、標識等を設置し、これを維持、管理すること。
3. 安全対策については、車両及び歩行者の通行の誘導整理を行う交通誘導警備員を監督員の指示により配置することとする。
4. 施工中はもちろんのこと、休工日においても工事現場及びその付近の巡回等行い安全を確保すること。
5. 工事現場においては、常に危険を認識し、不注意等による事故のないよう努めること。
6. 現場及びその付近は、常に機械、材料等を整理整頓し、清潔を保つこと。

第7条 環境対策

1. 工事により隣接家屋等に影響を及ぼさないよう慎重に施工すること。
2. 工事において建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。なお、受注者は特定建設作業を開始する7日前までに、「特定建設作業実施届出書」を本市環境指導課へ提出すること。

第8条 近隣対策

1. 工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。
2. 地元住民関係者等から工事に関する苦情、要望等を受けた場合は、随時監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

第9条 受注者の体制

1. 市民生活にかかわりのある水道管等の維持補修に迅速に対応するため、漏水等修繕工事について連絡があった場合には、速やかに受注の可否を判断し、可能であれば直ちに着工できる体制をとること。
2. 突発事故や暴風雨その他緊急事態に備え必要な防護処置をとるとともに、昼夜を問わず対応できるよう、人員、機械を手配できる体制をとること。

第10条 地下埋設物等

1. 地下埋設物、架空線等について、事前調査、試掘を行い当該管理者の立会を求めその位置を確認すること。
2. 地下埋設物等に影響を及ぼす可能性があるときは、当該管理者と協議のうえ必要な処置を講じること。
3. 既存の境界杭等については保全に努め、撤去の必要があるときは監督員と協議し、土地所有者との間に紛争等が生じないよう受注者の責任において後日復元すること。

第11条 工程関係

1. 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。
2. 他工事の進捗に合わせて、本工事の一部を設計変更する場合がある。

第12条 工事施工関係

1. 土工事及び産業廃棄物処理

- (1) 掘削中や管切断時の湧水又は地山の変化に速やかに対処できるよう万全の処置を講じること。
- (2) 仮復旧は、段差のないよう即日復旧すること。
- (3) 工事における発生土及び産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等の関係法令を遵守し、適正な処理、処分及び再生資源としての活用を図ること。
- (4) 発生土及び産業廃棄物の運搬場所は下記のとおりとし、運搬距離等は設計図書によるものとする。

| | | | | |
|--------------------|-------|--------------|---------------|------------|
| (a) 発生土 | 昼間・夜間 | 堀之内建材(株) | 枚方市大峰東町11-3 | 運搬距離0.7km |
| (b) 廃路盤材(RC-30) | 昼間 | 田中資材(株) | 摂津市鳥飼本町2丁目183 | 運搬距離1.4km |
| (c) 廃路盤材(RC-30) | 夜間 | 日本道路(株) | 高槻市西大樋町135-2 | 運搬距離9.4km |
| (d) 水硬性スラグ(HMS-25) | 昼間 | 田中資材(株) | 摂津市鳥飼本町2丁目183 | 運搬距離1.4km |
| (e) 水硬性スラグ(HMS-25) | 夜間 | 日本道路(株) | 高槻市西大樋町135-2 | 運搬距離9.4km |
| (f) コンクリート塊 | 昼間 | 日本道路(株) | 高槻市西大樋町135-2 | 運搬距離9.4km |
| (g) コンクリート塊 | 夜間 | 日本道路(株) | 高槻市西大樋町135-2 | 運搬距離9.4km |
| (h) アスファルト塊 | 昼間 | 日本道路(株) | 高槻市西大樋町135-2 | 運搬距離9.4km |
| | 昼間 | 協和道路㈱なにわアスコン | 門真市東田町694 | 運搬距離14.2km |
| (i) アスファルト塊 | 夜間 | 日本道路(株) | 高槻市西大樋町135-2 | 運搬距離9.4km |

(5) 上記(4)において、受注者の都合により変更する場合、事前に監督員に承諾を得ること。なお、処分費が当初設計と比較して減額になる場合は実態に合わせて変更し、増額となる場合は変更しない。

(6) 現場発生品の処分については、監督員の指示に従うこと。

2. 管布設工事

- (1) 管布設に際し、設計図、施工標準図により難しい場合は、監督員と協議すること。
- (2) 不断水穿孔時には、赤水の発生や残留塩素の低下の原因となる切粉を完全除去するため、排水等の処置を講じること。
- (3) 使用材料(仮設材を含む)は、施工中はもちろんのこと、保管においても異物の混入及び変質、不良化のないよう注意すること。

第13条 工事写真関係

1. 写真は、設計書の工種をすべて撮影すること。特に施工前、施工後の給水装置周りは全箇所撮影すること。
2. 写真は、監督員が指示する箇所、頻度及び記録に残す必要のある箇所(弁類、異径管類等)で撮影すること。
3. 写真は、施工の位置及び状況が確認できるよう家屋等を背景に入れて撮影すること。

第14条 その他

1. 本市は、環境保全活動の推進と更なる事務の効率化を図ることを目的に、本市の自ら実施する事業所や事務活動について、組織活動や活動内容に適した環境マネジメントシステム「枚方市環境マネジメントシステム(H-E M S)」を構築して運用している。
業務に際しては、別紙、「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

第15条 提出書類関係

1. 提出書類は、下記のとおりとする。

| | 書類名 | 部数 | 備考 |
|-------|-------------|----|------------|
| 工事完成後 | 工事記録写真 | 1 | 工事写真アルバム表示 |
| | 建設廃棄物処理管理表等 | 1 | |
| | 完成図(給水立体図) | 2 | 図面の大きさは、A4 |
| 完成の日 | 完成通知書 | 2 | |
| 引渡の日 | 引渡書 | 2 | |
| | 完成払金請求書 | 3 | 請求代金内訳書 |

2. 前項は、枚方市上下水道局工事完成図作成要領書(管工事編)に基づき作成すること。また、工事規模等により監督員と協議し、その指示に従うこと。

第16条 埋め戻しについて

1. 本工事の埋め戻しについては、改良土使用としている。
2. 改良土の品質は、次の基準を満たしていること。

| 土性判定 | 基準値 | 試験項目 |
|--------|-----------------------|-------------------------------|
| 最大粒径 | 40ミリ以下 管回り部は20ミリ以下 | 粒度試験 |
| 改良土CBR | 6%以上 | CBR試験 (3層67回突固め6日室内養生4日水浸) |

第17条 設計金額の算定について

上水道保全課が担当する工事において、設計金額算定に用いる資料等については、下記表のとおりです。なお、工事内容により使用していない資料等もあります。

| | |
|----------|--|
| 積算歩掛 | 令和6年度水道事業実務必携（全国簡易水道協議会） 令和6年度建設工事積算基準書等（国土交通省）※ |
| 労務単価 | 令和6年4月適用公共工事設計労務単価 |
| 資材・損料等単価 | 令和6年11月建設物価 令和6年11月積算資料 大阪府都市整備部公表単価 枚方市公表単価他 |
| 市場単価 | 令和6年秋号物価資料 |

※「建設工事積算基準書等（国土交通省）」については、大阪府都市整備部公表の読替え規定を適用するものとします。

設計図書に記載されている「建設機械の機種や資機材（工事目的物を除く）等の名称・規格等」及び「各々の工種ごとに設定した工法」は、この特記仕様書で定めた場合を除き、契約上何等の拘束をしないものとします。

第18条 火災保険等について

1. 受注者は工事目的物、工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等及び第3者に与える損害に対し、火災保険、土木工事保険その他の保険に付すること。
2. 受注者は前項の規定により保険契約を締結した時はその証券（写し）を遅延なく発注者に提出すること。
3. 受注者は工事目的物及び工事材料等を1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅延なくその旨を発注者に通知すること。
4. 上記保険等について、被保険者は発注者、受注者及びその全下請人を網羅すること。また、保険金額は請負代金全額（支給材料又は貸与品がある場合には、その金額を加えること。）とし、保険期間は、工事着手日から引渡日とすること。

第19条 水道管漏水等修繕工事概要

1. 各工種の単価構成
 - (1) 単価の構成は、管工事（材料費含む）、土工事及び安全対策は別々の単価とし、各単価は直接工事費、間接工事費及び一般管理費で構成し、これに消費税相当額を加えたものとする。
 - (2) 現場状況に応じて各工種の組合わせ単価で設計し発注する。
2. 工種時間帯区分
 - (1) 昼間 8:00～20:00
 - (2) 夜間 20:00～翌日8:00
3. 管工の施工について
 - (1) 漏水等修繕工事については、工種別施工図を標準として施工すること。
 - (2) 鉛製給水管やビニール管の接合部で漏水し、袋ジョイント等により応急的に止水する場合、工種区分は補修用クランプ又は袋ジョイント取付工を積み上げる。
 - (3) 甲型分水栓、マレーブルサドル等の破損など分岐部分で発生する給配水管の漏水修繕工事については、木杭の挿入や袋ジョイントなどにより不断水で施工することを基本とする。
 - (4) 既設分水栓が使用できない場合は、サドル分水栓取付工等の必要な工種区分を積み上げる。
 - (5) 旧型の水道用鉄蓋類の調整工事については、既設コンクリート枠を使用してレジンコンクリート枠及び鉄蓋類を積み上すること。調整高については発注者と協議すること。
 - (6) 経年管路での断水は濁り水の発生など他に影響を及ぼすため、できるだけ配水本管の断水を避け袋ジョイント等の直接装着や圧着器、断水器により部分的な断水で施工すること。
 - (7) やむを得ず断水をして施工しなければならない場合は、発注者と協議の上、断水時間を厳守すると共に可能な限り時間の短縮を図ること。
 - (8) 給水装置以外の管路（配水管等）の断水作業及び洗管作業は基本的に発注者が行うが、緊急時はこの限りではない。
 - (9) 給水管に近接して布設されている地下埋設物がある場合、30cm以上の隔離を確保すること。又、隔離の確保が困難な場合は、地下埋設物へサンドブラスト対策を施すこと。

4. 土工について

- (1) 掘削・埋め戻し・仮復旧工は工種区分の土被りごとに1 mあたりで積み上げる。
- (2) アスファルト舗装版を対象とするが、コンクリート舗装版にも適用し割増等を行わない。
- (3) 埋め戻しは各層（一層の厚さは原則30 cm以下とする。）ごとにランマーその他締め固め機械又は器具で確実に締め固めを行い、後日、陥没が生じないように十分留意すること。
- (4) 舗装仮復旧は、市道1、2号工、私道及び歩道については、舗装厚を5 cmとし加熱合材又は常温合材を使用する。また、市道3号工、府道及び国道については、舗装厚を10 cm又は15 cmとし加熱合材を使用して施工すること。
- (5) 掘削深1.5 m以上は土留工を施すこと。
- (6) 産業廃棄物、土砂等の運搬においては過積載防止に努めること。

5. 仕切弁室築造

- (1) 鉄蓋の受枠と下柵の上部壁とがボルトにて緊結できる構造であること。
- (2) 緊結ボルトはM-12を標準とする。

6. 消火栓室築造

- (1) 鉄蓋の受枠と下柵の上部壁とがボルトにて緊結できる構造であること。
- (2) 緊結ボルトはM-16を標準とする。

7. その他

- (1) 現場状況により当初の設計により難しい場合は発注者と協議すること。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆